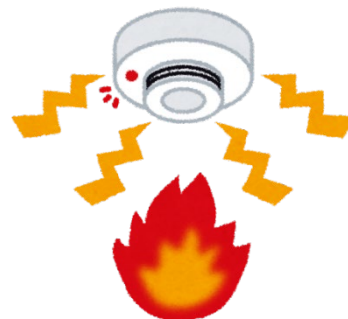


# 火災警報器給付事業 のご案内

費用

無料

ひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯の方で、  
なおかつ市民税非課税世帯の方に対し、火災等  
の不安に対し安心して日常生活が過ごせるよう、  
「煙式火災警報器」、「熱式火災警報器」をそれぞ  
れ1個までを給付・設置します。



## 対象者

下記の全ての条件を満たす住宅の**世帯主の方**

- ① 居住者全員が65歳以上
- ② 居住者全員が市民税非課税
- ③ 申請が2回目以降の場合は、前回の給付の決定の日の翌日から5年経過している方

※①・②は別世帯の方も含まます

## 手続きの流れ

### 1. 申請

申請書を窓口または郵送にてご提出ください。

(市公式webサイトからオンライン申請も可能です。)

※なお、転入等の事情により、市川市で課税状況が  
確認できない場合は、非課税証明書の提出が必要です。

#### ■ 提出窓口

市役所地域包括支援課 (第一庁舎)

行徳支所介護福祉相談窓口

高齢者サポートセンター



<オンライン申請QRコード>

### 2. 日程調整

市の委託した業者から日程調整の連絡が入ります。

### 3. 設置

市の委託した業者が、自宅に訪問し、火災警報器の設置を行います。

- 具体的な設置場所は、担当業者が訪問した際にご相談の上で決定させていただきます。
- 取り付け作業の際に、担当業者が現金を徴収することはありません。

<お問い合わせ先>

市川市役所 地域包括支援課 管理グループ

〒272-8501 市川市八幡1-1-1

電話番号 047-712-8556

## 煙式火災警報器

※電池式（コンセント不要）

機能：煙感知式（光電式）  
「煙」を感知し音声で知らせる。

⇒「寝室」などの天井、壁面に設置します。



## 熱式火災警報器

※電池式（コンセント不要）

機能：熱感知式火災警報器  
「熱」を感知し音声で知らせる。

⇒「台所周辺」などの天井、壁面に設置します。



## 注意事項

- 取り付けに際しては、取り付けのため壁面にネジ等を設置させていただきます。あらかじめご了承ください。（壁面の材質等により作業は異なります）
- マンションやアパート等の賃貸物件にお住まいの方は、警報器の設置についてあらかじめ管理者に設置の了承を得てからご申請ください。
- 既にリース契約で火災警報器を設置している場合、当事業で給付した警報器と交換した際に解約金、違約金が発生するケースがあります。現在契約している業者にご確認の上、ご申請下さい。

## 警報器が不要になった場合は

給付した警報器は、給付を受けた方の所有物となります。廃棄される場合は各自でそれぞれの区分に従って適切に処分して下さい。

## 市川市火災予防条例について

消防法及び市川市火災予防条例により、住宅用火災警報器の設置がすべての住宅に義務付けられています。また、設置が必要な警報器の数は住宅の状況によって異なります。詳細については、消防局予防課（047-333-2116）へお問い合わせ下さい。

※悪質な訪問業者や勧誘業者にご注意下さい！